芦屋市立体育館・青少年センター並びに川西運動場、東浜公園、西浜公園及び 芦屋中央公園有料公園施設の指定管理者の指定について

## 1 管理を行わせる施設

名称	所 在 地
芦屋市立体育館・青少年センター	芦屋市川西町15番3号
川西運動場	芦屋市川西町64番
東浜公園有料公園施設	芦屋市浜風町6番1
西浜公園有料公園施設	芦屋市潮見町2番1
芦屋中央公園有料公園施設	<b>芦屋市若葉町1番</b>

### 2 指定管理者

名 称 特定非営利活動法人芦屋市体育協会

所在地 芦屋市山芦屋町28番4号

代表者 会長 西田 俊一

# 3 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)

# 4 指定管理者選定の理由

特定非営利活動法人芦屋市体育協会は、22種目の市民スポーツ団体が加盟し、本市におけるスポーツ文化の普及・振興に寄与することを目的に設立され、平成18年度から指定管理者として、施設利用者の視点に立った適正な施設の管理運営を行ってきた。

特定非営利活動法人芦屋市体育協会の設立の趣旨や当該指定期間中における実績を勘案し、引き続き公募によらない指定管理者の候補者としたもの。

芦屋市立体育館・青少年センター並びに川西運動場,東浜公園,西浜公園及び芦屋中央公園有料公園施設の指定管理に係る業務仕様書

### 1 管理を行わせる施設

- (1) 名 称 芦屋市立体育館・青少年センター 所在地 芦屋市川西町15番3号
- (2) 名 称 川西運動場 所在地 芦屋市川西町64番
- (3) 名 称 東浜公園有料公園施設 所在地 芦屋市浜風町6番1
- (4) 名 称 西浜公園有料公園施設 所在地 芦屋市潮見町2番1
- (5) 名 称 芦屋中央公園有料公園施設 所在地 芦屋市若葉町1番

## 2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

## 3 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の使用の許可に関する業務 使用許可申請書の受付,案内,改札,利用料金の徴収
- (2) 施設全般の管理運営に関する業務
  - ア 施設の経営マネージメント業務
  - イ 施設の総務・経理業務
  - ウ 施設の集客促進業務
  - エ 防火管理
  - オ 備品の管理
  - カ 事業報告書の作成及び提出
  - キ その他施設の管理運営に関する事項
- (3) 施設ごとの管理運営に伴う業務
  - ア 利用者の誘導、整理、安全確保に関すること。
  - イ 傷病者等の救護措置,状況報告等
  - ウ 利用者の集計及び報告書の作成
  - エ 業務日誌及び月報の作成

### (4) 建物及び附属設備の維持管理業務

ア 運転監視及び保安業務

各施設を安全かつ効率よく運転・監視するとともに、適切な保安業務を実施すること。

# イ 清掃等

常に施設の環境を良好に保つこと。

ウ 建物の維持管理

常に建物の維持管理に留意すること。

エ 設備・機械等の保守点検 必要に応じ、設備・機械等の保守点検を実施すること。

オ 駐車場の管理

混雑時には整理・誘導を行うこと。

カ 消耗品の補充等

施設運営に係る必要な消耗品は、指定管理者において適宜補充、交換等を行うこと。

- (5) 施設を活用した事業の実施(指定管理者の自主事業)
  - ア スポーツの普及、振興を図るため、施設を活用したスポーツ教室等、市民の健康増進につながる事業を、指定管理者の経費負担により実施すること。
  - イ 事業の実施に当たっては、事業計画を事前に芦屋市教育委員会(以下「委員会」という。)に提出し、承認を得ること。
  - ウ 自主事業に係る参加費を参加者より徴収し、これを指定管理者の収入とする。
  - エ スポーツ教室等の事業を実施する場合,一般の利用に支障のないように配慮 すること。
  - オ 自主事業のプログラム作成に当たっては、年少者、高齢者及び障がい者に配慮すること。
- (6) 事業報告書等の提出

指定管理者は、毎年度終了後、自主事業の状況、利用状況、管理運営状況、利用料金等の収入状況、管理運営に要した経費等の収支状況などを記載した事業報告書を委員会に提出するほか、管理運営の状況について、委員会が指定した方法により定期的に報告しなければならない。

(7) 芦屋市及び委員会の主催等の行事について

施設を使用する芦屋市(以下「市」という。)及び委員会の主催行事の受入れ及び運営に協力すること。

# (8) その他

施設管理運営に関して、委員会が必要と認める業務

# 4 供用日時

施設の	名称	供用日	供用時間
体育館・青少年センター		1月5日から12月26日まで。 ただし,第1,第3月曜日(第1, 第3月曜日が国民の祝日に関す る法律(以下「祝日法」という。) による休日に当たるときは,その 翌日以降最初の祝日法による休 日でない日)を除く。	午前9時から午後8時50分まで
川西運動場		1月5日から12月27日まで	午前9時から午後9時まで
東浜公園・西浜公園 庭球場		1月5日から12月27日まで	1月から3月及び10月から12月まで午前9時から午後5時まで4月から9月まで午前7時から午後7時まで
芦屋中央	野球場	1月5日から12月27日まで	1月,2月及び12月午前9時から午後5時まで3月,10月及び11月午前9時から午後9時まで4月から9月まで午前7時から午後9時まで
公園	芝生広場	第1,第2,第3土曜日,第1, 第2,第3日曜日その他大会に必 要と認める日	午前9時から午後5時まで
	駐車場	1月5日から12月27日まで	午前6時30分から午後9時 30分まで

<sup>※</sup> あらかじめ市長の承認を得て供用日時を変更することができる。

# 5 管理運営上の留意事項

(1) 「芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」,「芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例」,「同条例施行規則」,「芦

屋市都市公園条例」,「同条例施行規則」,「芦屋中央公園野球場,川西運動場及び芝生広場の管理運営に関する要綱」,「東浜,西浜及び若葉庭球場の管理運営に関する要綱」を遵守すること。

- (2) 体育館・青少年センターは、市の避難所に指定されている。避難所として施設を使用する場合は、施設管理者の指示に従わなければならない。
- (3) 労働基準法,最低賃金法,労働安全衛生法及び消防法その他関係法令の規定を 遵守すること。
- (5) 仕様書、協定書、市及び委員会の指示等は遵守すること。
- (6) 市及び委員会の施策,事業に協力すること。
- (7) 指定期間中、市及び委員会が行う調査等について協力すること。
- (8) 施設の管理業務全体を第三者に再委託してはならない。
- (9) 許可なく施設の改造をしてはならない。
- (10) 施設の事務所を施設の運営管理業務以外の事務所として使用してはならない。
- (11) 施設を施設の目的外に使用する場合(自動販売機の設置等)は,委員会の許可を 受け,所定の使用料を納付すること。
- (12) 職員が基本的人権について正しい認識をもって業務の遂行に当たるよう,適切な研修を実施すること。

### 6 職員の配置

利用者の安全確保を最優先に、必要な有資格者及び経験者等、適正な職員を配置するとともに、利用者本位の運営を行い、常にサービスの向上に努めること。

(1) 総括責任者

指定管理業務について総括的な責任を持ち、利用者や外部に対して体育館・青 少年センターを代表する管理責任者を指定すること。

(2) 主任責任者

全般的な監督・調整の任に当たり、業務遂行上必要な知識を有している主任責任者を1名配置すること。

#### 7 リスクへの対応

指定期間内における主なリスク負担については、下記を基本として対応するもの とする。

### (1) 修繕費

主要な施設・設備機器の修繕については市の負担とする。ただし、施設管理上の瑕疵があるとき及び小規模修繕(原則30万円以下)については指定管理者の負担とする。

什器・備品等の修繕については指定管理者の負担とする。

### (2) 損害賠償

指定管理者は、管理上の瑕疵による事故に対応するため、リスクに応じた保険 に加入すること。

### (3) 不可抗力

自然災害(地震等)による休業の場合については別途協議とする。

#### (4) 運営リスク

施設・機器の不備及び火災等事故並びに不測の事態による臨時休業の場合については別途協議とする。ただし、指定管理者の瑕疵によるものは除く。

# 8 管理運営に伴う収入及び経費等について

管理業務に係る全ての経費は、市からの指定管理料及び利用者からの利用料金、 その他収入をもって充てるものとする。

市が支払う指定管理料の金額については、指定管理者から提出された収支計画額を踏まえて決定するものとする。

### 9 利用料金等

## (1) 利用料金

指定管理者は、体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例及び芦屋 市都市公園条例別表第4に掲げる額の範囲内において、市長の承認を得て利用料 金を定めるものとする。

利用料金は、指定管理者の収入とする。

#### (2) 利用料金の免除

指定管理者は、「体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例」、「同条例施行規則」、「芦屋市都市公園条例」、「同条例施行規則」、「芦屋中央公園野球場、川西運動場及び芝生広場の管理運営に関する要綱」、「東浜、西浜及び若葉庭球場の管理運営に関する要綱」の基準に該当する場合は、規定により減免を行うこと。その他市長の承認を得た場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

○芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例 別表第1(体育館・青少年センター使用料金表)

# 1 専用使用

		午前	午	後	夜間
1年日	E /\	午前9時から	正午から午後	午後3時から	午後6時から
種目	区分	午前11時50分	2時50分まで	午後5時50分	午後8時50分
		まで		まで	まで
<del>**</del>		円	円	円	円
競技場		10, 200	10, 200	10, 200	20, 400
剣道場		1,700	1,700	1,700	4, 200
柔道場		1,700	1,700	1,700	4, 200
二条相	弓道使用	1,700	1,700	1,700	4, 200
弓道場	その他使用	2,600	2,600	2,600	6, 100
控え室		1,400	1, 400	1,400	2, 200
多目的室	室(1)	600	600	600	1, 100
多目的室	室(2)	1, 200	1, 200	1, 200	1,800
大会議室	<u> </u>	2,000	2,000	2,000	3, 400
団体会請	<b>養室</b>	600	600	600	1, 100
第1会議	室	700	700	700	1, 300
第2会議	室	600	600	600	1, 100
第1研修	室	1, 300	1, 300	1, 300	2,000
第2研修	 室	1,300	1, 300	1,300	2,000
第3研修	室(和室)	1,000	1,000	1,000	1,800
音楽室		1,800	1,800	1,800	2,500
料理室		1,800	1,800	1,800	2, 500

# 2 一般利用

区分	使用料	備考
	1回 300円	中学生以下を除く。使用料は1
トレーニング室	回数券(11枚綴り)3,000円	人1回2時間とする。

# 備考

- 1 競技場の半面を使用する場合は、当該使用区分に係る使用料は半額とする。
- 2 市外居住者及び団体等が使用するときは、当該使用区分に係る使

用料の100パーセントの額を加算する。

- 3 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、当該 使用区分に係る使用料の50パーセントの額を加算する。
- 4 体育事業及び青少年活動以外に使用するときは、当該使用区分に 係る使用料の100パーセントの額を加算する。
- 5 2区分以上を引き続いて使用するときは、区分の間の時間は使用 に供して差し支えないものとし、この間の使用料は徴収しない。
- 6 第5条の2第3項の規定により、午前9時以前又は午後8時50分以後にセンターを使用する場合の使用1時間までごとの使用料は、午前9時以前の使用にあつては午前の区分の使用料の額を、午後8時50分以後の使用にあつては 夜間の区分の使用料の額を、それぞれ170分の60を乗じて得た額(100円未満切上げ)とする。

別表第2 (附属備品等使用料金表)

品 名	単 位	使用料金	備考
アリーナ放送設備	一式	1,000円	全日をもつて1単位とする。
更衣ロッカー	1区分	100円	全日をもつて1単位とする。
物品ロッカー(1)	1区分	2,000円	1月をもつて1単位とする。
物品ロッカー(2)	1区分	1,000円	1月をもつて1単位とする。

#### (駐車場使用料)

駐車場の使用料の額は、駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超えるときは、30分までごとに100円とする。

### ○芦屋市都市公園条例

別表第4 (有料公園施設を利用する場合)

施設の	の種類	使用区分	使用料	超過料金等
川東海新相	/出表/11相	古田	1 III COOTI	1時間増すごとに(1時間未満
川西運動場	運動場	専用	1 時間 600円	は1時間とする。) 600円
東浜公園,	安珠担	専用	1時間 600円	1時間増すごとに(1時間未満
西浜公園	庭球場	<del>守</del> 用	1 時間 000円	は1時間とする。)600円
	野球場, 芝	古田	1 III 1 000 III	1時間増すごとに(1時間未満
***	生広場	専用	1時間 1,800円	は1時間とする。)1,800円
			30分までごとに100円	午前8時から翌日の午前8時
公園	駐車場	一般	(最初の30分以内は無	までの間の利用については、
			料)とする。	800円を上限とする。

### (有料公園施設の附属設備を利用する場合)

施設の種類	設備の種類	金額	超過料金
	野球場照明	30分 2,100円(30分未満	30分につき 2,100円(30分
	到球場照明	は30分とする。)	未満は30分とする。)
芦屋中央公園	EFTAIR OLD IN	1時間 400円(1時間未満	1時間につき 400円(1時間
野球場スコアボー		は1時間とする。)	未満は1時間とする。)
	放送器具	一式 500円	
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	1時間 50円(1時間未満は	1時間につき 50円(1時間
川西運動場	運動場照明	1時間とする。)	未満は1時間とする。)

# 10 施設ごとの留意事項

- (1) 体育館・青少年センターの受付期間の特例
  - ア 市又は委員会が使用する場合 使用する日の6か月前の応答日から
  - イ 特定非営利活動法人芦屋市体育協会加盟団体, 芦屋市レクリエーションスポ
    - ーツ協会及び芦屋市子ども会連絡協議会が全市規模以上の大会等の場合 使用する日の4か月前の応答日から

使用する日の10週間前の応答日から

- エ その他,委員会が特に認めた場合は,受理期間を問わず優先して受理しなければならない。
- (2) 川西運動場,東浜・西浜公園, 芦屋中央公園有料公園施設の利用料金の取扱いの特例

1使用時間区分のうち、雨天により施設の使用が1時間に満たない場合は利用料金全額を返還する。

#### 11 留意事項

市長が、管理業務等を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。この場合、指定管理者の損害に対して市は賠償しない。

また,取消しに伴う市の損害について,指定管理者に損害賠償を請求することがある。

# 団 体 概 要

名称	特定非営利活動法人芦屋市体育協会
所 在 地	芦屋市山芦屋町 2 8番 4 号
設立年月日	昭和23年9月20日(平成17年にNPO法人格取得)
設 立 目 的	地域住民を中心に、スポーツ及び文化の指導・講習会・競技会等を行い、芦屋市におけるスポーツ文化の普及・振興に寄与することを目的とする。
代表者名	会長 西田 俊一
役員構成	理事 2 5 名 (內, 会長 1 名,副会長3名,理事長1名,副理事長2名) 監事 2 名 (平成 2 5 年 4 月 1 日現在)
会員又は構成団 体 等	会員 約6,000名 団体 22団体 (平成25年4月1日現在)
活 動 内 容	現在、22のスポーツ団体が加盟し、
備考	1948年(昭和23年) 「芦屋市体育会」として発足 1949年(昭和24年) 「芦屋市体育協会」に名称を改める。 2005年(平成17年) 特定非営利活動法人芦屋市体育協会となる。 (NPOの法人格を取得)

# 事業計画書(平成26年度から平成30年度まで同様)

(1)管理運営に当たっての基本方針

	(1) 管理運営に当たっての基本方針
記載項目	記 入 欄
(1)施設の管理運営を行う に当たっての基本方針	各施設の設置目的を踏まえて、市民の方々が利用しやすい環境を作り、平等性・公平性・利便性を考慮して運営していきます。市民団体として市民の目線で、市民の方々が利用しやすい、安心、且つ安定した施設の提供を行います。
(2)法人の理念について	特定非営利活動法人声屋市体育協会は、「『スポーツで元気な街づくり』を目指し学校体育も含めた声屋市の地域スポーツを総括する団体として声屋市のスポーツ文化の普及・振興に寄与すること」を目的に、法人としての活動を行っています。 声屋市が提唱するいつでも、どこでも、誰でも手軽にスポーツが出来る 「SPORTS FOR EVERYONE」 を実践するため、加盟する22種目協会とともに、青少年の育成、初心者の養成を含め声屋市のスポーツ環境の向上に努めております。 また、生涯スポーツとして健康で健全な活動を市民が気軽に様々な種目に参加できる環境を確保するため「力をひとつに」を合言葉に声屋ユナイテッドプロジェクトを始動させました。声屋ユナイテッドプロジェクトを始動させました。声屋ユナイテッドプロジェクトを始動させました。声屋ユナイテッドプロジェクトを始動させました。声屋ユナイテッドプロジェクトは2018年の本法人の70周年を目標に、他の市民団体とともにスポーツマンシップを啓蒙することで市民モラルの向上をはかり声屋市の街づくりに寄与します。スポーツ施設の管理運営においては、公平性の確保や安全で快適なスポーツ環境を提供できるよう施設の保守点検を行うことは勿論のこと、市民・利用者の視点に立ち、利用者の意見を取り入れながら「使いやすい施設」を目指し、適宜管理運営の改善を行っていきます。
(3)法人の業務推進能力について	2006年4月より7施設(内1施設は2009年4月以降連合体の構成団体として)の管理運営に携わり、利用者の視点に立ち、利用者に愛される管理運営に取り組んできました。その間(2期8年)、大きな運営面・管理面での問題もなく、事故発生時など不測の事態にも利用者の安全を最優先に対応しています。これまでの経験から、管理施設及び管理運営業務にはどこよりも精通していることを自負しております。

# 事業計画書

# (2)管理運営について

記載項目	記入欄
(1)緊急時の対応について	協会役員をはじめ、現場職員との緊急連絡体制を作成し対応しています。併せて緊急時(事故・火災、災害発生時等)に対するマニュアルを作成し常勤職員だけでなく非常勤職員を含めたスタッフ全員に周知し、必要な研修・訓練を実施し対応能力を向上させています。また、緊急時の貴市担当課及び関連機関との連絡体制を明確にし連絡・報告の遅延が無いようにいたします。  緊急対応に備え毎年度実施しているもの普通救急救命士講習会消防訓練(通報・避難誘導・初期消火など) その他、事故発生時の対応研修
(2)個人情報保護の措置について	芦屋市個人情報保護条例に基づき対応していきます。利用者に個人情報を記入していただく際には利用目的を明示し、利用目的公表の有無に関わらず明示した利用目的以外には利用いたしません。 不必要な帳票・資料類は随時破棄し、利用者からの開示請求に対し対応するため等に保管が必要な帳票・資料類は責任を持って保持・保管いたします。 また、PC等の管理方法をマニュアル化し個人情報を含むデータの紛失・漏洩が無きよう徹底いたします。
(3)人材確保及び人材育成政策について	労務関係法令を遵守し、決して人材不足による管理運営の破綻の起こらないよう、効率的な人的計画を実行していきます。 職員の能力向上を目的とした研修を定期的に行います。具体的には、 接客・接遇をはじめ運営管理・危機管理・関係法令等業務に必要な専門知 識を習得できるよう開催します。 また、先に緊急時の対応でも記したように、利用者の安全確保を目的 とした普通救急救命講習、消防訓練(避難誘導・初期消火)も定期的に 開催します。

# (3)維持管理について

記載項目	記入欄
(1)施設管理運営の基本 事項について	市民の方々に安定した利用を提供するため、運営に支障を来たす前に 未然に防げる維持管理を行います。 施設の清潔感・ハンドリング等市民の方々に気持ちよく利用していた だけることを最優先していきます。
(2)施設の維持管理の方策 について	設備保守、法定点検等専門的なもの及び大規模なものは外部専門業者に委託して、品質良く安定且つ効率的に行います。 日常的業務においては全ての職員が点検・即時対応を行い「壊れる前」 「汚れる前」に対処するよう努めて利用者の利便性を確保していきます。
(3)安全対策について	利用者が安心且つ安全で快適な施設利用が出来るよう、事件・事故の要因となり得る事象を小さな段階で把握・解消し、大事故・大規模修理に繋がらないようにしていきます。 そのための管理体制として、全ての職員が得た情報を共有し対応できるような 施設点検 → 記録 → 報告 という流れをマニュアル化し危険予知できるものは即時対応していきます。また、躯体や設備の破損・老朽化による危険要因に関して発見した場合は、速やかに芦屋市ご担当者に報告し協議の上対応していきます。もしも事故等が発生した際には人命保護を優先し、事故発生原因の追究と明確な対策を講じます。

記載項目	記入欄
(1)利用者へのサービス 向上の取り組み	まず始めに、既に行ってきた、利用者に求められている施設開場時間の無駄の無い延長(施設利用終了時間と閉館時間の時間差・予約制深夜枠・大会等大規模イベント開催時の早朝区分など)をこれからも推進していきます。     今期指定管理(H21~H25年度)の事業計画で提案させていただきました、屋外施設の日照時間が厳しい9月・3月の17:00以降の1時間貸しは予約管理システム・Webサービスなどハード面での対応が直ちには困難であったため実施できていませんが、公平性を保ち且つ利用者利便の向上が見込めるものは、随時検討し実施していきます。次に、施設の美観保持に努めるのはもちろんのこと、共用部分の効率的利用や施設稼働率の低い貸し施設の有効利用(収益事業実施も含む)も進めていきます。また、利用者からのご意見・要望に対して、出来ること・出来ないことを早急に且つ明確に応えていきます。最後に、Web予約サイト・施設紹介サイト、体育協会のサイトを活用して、施設に関する情報だけでなく大会及び講習会等の催し物情報や健康に関する情報発信にも努めてまいります。
(2)市民参画及び市民協働の取り組みについて	1) NPO法人本来事業として(市民参画) 市民の健康づくり及び市民スポーツの振興に寄与することを主目的とする芦屋市体育協会の理念に基づき、これまでに増して講習会・健康啓発事業・競技会等を開催していきます。 具体的には、芦屋市と共催で行ってきた子ども居場所づくり事業としての、スポーツクラブ(体協チャレンジ)を拡大・充実(種目・年代・レベル)していきます。 そして、ユナイテッドプロジェクトを推進する総合型地域スポーツクラブA. C. 芦屋ユナイテッドの青少年育成事業として、各種スポーツ教室実施とクラブの運営を行います。  2) 関係諸団体との連携(市民参画・市民協働) 芦屋市子ども会連絡協議会(5・5フェスティバル)レクリエーションスポーツ協会(クロリティー大会)リレーフォーライフ関西(リレーフォーライフ芦屋)老人クラブ連合会ほか(芝生化プロジェクト) など、さまざまな共催事業を関係諸団体と連携して、参画・協働・共生を推進していきたいと思います。

# (5) 自主事業について

記 載 項 目	記入欄
(1)自主事業に関する考え方及び計画内容	これまでも実施してきた、管理運営施設の特性を生かした各種教室・プログラムの充実(内容・コマ数・レベル)を進めていきます。まず、成人の方々の健康づくりを目的とした各種教室(ヨガ、ピラティス、気功、健康体操、ベリーダンスなど)を開催します。上記の集団プログラムに加えて、疾患・障害(傷害)・さまざまな既往症など個々人の特異なニーズに対応する個別プログラム(パーソナル・コンディショニング)を実施します。研修室など稼働率の低い施設の有効利用を目的に音楽遊び・韓国語教室・パン教室等をテーマとしたカルチャー教室を開設していきます。物販事業もこれまでの飲料等の提供だけでなく、健康器具やサプリメントの提供等内容の拡充を行っていきます。その他、指定管理施設外への指導者派遣等の指導運営業務の受託は、介護予防事業(H22~介護予防センターの指導運営業務受託)を中心に市民の健康づくりを目的としてこれまで以上に積極的に実施していきます。
(2)自主事業の収支計画について	各種カルチャー教室と物販事業を合わせて、毎年度300万円超の収益(収入-経費)を計上し、且つ事業参加者、施設利用者に喜んでいただける事業を展開します。

# 芦屋市立体育館・青少年センター等の管理に関する業務の収支予算書

収入計画 (単位:千円)

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
指定管理料	43, 800	43, 800	43, 800	43, 800	43, 800
利用料金	52,000	52, 000	52, 000	52, 000	52,000
自主事業	1, 917	3, 207	4, 497	5, 227	5, 957
合 計	97, 717	99, 007	100, 297	101, 027	101, 757

支出計画 (単位:千円)

区分	内 訳	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
人件費	給与等	45, 896	46, 516	47, 136	47, 756	48, 376
	福利厚生費	3, 905	4, 015	4, 125	4, 235	4, 345
	小計	49, 801	50, 531	51, 261	51, 991	52, 721
	旅費交通費	12	12	12	12	12
	通信運搬費	1, 304	1, 304	1, 304	1, 304	1, 304
	消耗品費	3, 781	3, 781	3, 781	3, 781	3, 781
	什器備品費	785	785	785	785	785
	修繕費	1, 547	1, 547	1, 547	1, 547	1, 547
	印刷製本費	44	44	44	44	44
	光熱水費	19, 424	19, 424	19, 424	19, 424	19, 424
	賃借料	339	339	339	339	339
	負担金	120	120	120	120	120
	委託料	15, 167	15, 167	15, 167	15, 167	15, 167
	研修費	10	10	10	10	10
	小計	42, 533	42, 533	42, 533	42, 533	42, 533
諸経費	消費税引当金	4, 480	5, 040	5, 600	5, 600	5, 600
	その他諸経費	903	903	903	903	903
	小計	5, 383	5, 943	6, 503	6, 503	6, 503
	合 計	97, 717	99, 007	100, 297	101, 027	101, 757